

名古屋市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は名古屋市空家等対策の推進に関する条例（平成26年名古屋市条例第35号。以下「条例」という。）に基づき、空家等対策を推進するため、老朽化等により著しい保安上の危険を及ぼしている空家等の除却を行う所有者等に対し、補助金を交付することにより除却を促進することを目的とする。

2 名古屋市老朽危険空家等除却費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項はこの要綱に定めるもののほか、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(老朽危険空家等)

第2条 この要綱において老朽危険空家等とは、条例第2条第2項に規定する「特定空家等」のうち、老朽化等により腐朽及び破損の状態が著しく、周辺に著しい保安上の危険を及ぼしている家屋（その家屋の附属物も含む。）であって、別表1「老朽危険空家等の評価」による評価が100点以上であるものをいう。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項による措置命令の対象となったもの及び、故意に破損等をさせたものは除く。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、名古屋市内に存する老朽危険空家等（ただし、法人が所有するものは除く。）を除却し、原則として更地にする工事（廃棄物の運搬及び処分費を含む。）であって、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 申請前に第2条に規定する老朽危険空家等に該当することを本市の職員が確認したものであること。
- (2) 他の公的補助制度等を利用しないものであること。
- (3) 補助事業により補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）以外の者の権利を侵害するおそれのないこと。
- (4) 補助金の交付決定後に着手するものであること。
- (5) 補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日までに完了する予定であること。
- (6) 宅地建物取引業者等がその業の目的のために行うものでないこと。

- (7) 第4条第2項第4号の要件に抵触する者と補助事業に係る契約をしないものであること。
 - (8) 解体事業者等に請け負わせるものであること。
- 2 前項で規定する補助事業の対象となる経費（以下「補助事業費」という。）は、建物の除却に要する経費であって、国土交通大臣が定める標準建設費等のうちの除却工事費を上限とする。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 対象となる老朽危険空家等（以下「対象老朽危険空家等」という。）の所有者
 - (2) 前号に該当する者の同意を得て補助事業を行う者
- 2 補助事業者は次の各号のすべての要件を満たさなければならない。
- (1) 補助事業者は対象老朽危険空家等の所有者全員の同意を得ること。
 - (2) 法人でないこと。
 - (3) 本市の市税を滞納していない者であること。
 - (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であり、かつ、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（補助事業者の責務）

第5条 補助事業者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 補助事業に伴う廃棄物等を適正に処理すること。
- (2) 補助事業に伴う苦情等は補助事業者の責任において処理すること。
- (3) その他補助事業に関し、関係法令等を遵守すること。

（補助金の額）

第6条 補助金は、補助事業費（消費税及び地方消費税額は仕入税額控除の対象となる場合はこれを含まない。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額は1棟につき600千円を上限とする。

（交付の申請）

第7条 規則第4条第1項の規定による申請は、補助事業に着手する前日まで

に老朽危険空家等除却費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 対象老朽危険空家等の登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項証明書等の所有権原を持つ者を示す書類（申請日から3か月以内に発行されたものに限る）
- (3) 対象老朽危険空家等の位置図及び配置図
- (4) 対象老朽危険空家等の写真（劣化及び破損の状況の分かるもの）
- (5) 補助事業にかかる見積書（申請者原本証明のもの）
- (6) 補助事業者にかかる本市の市税に関する滞納がない旨の証明
- (7) 補助事業者が対象老朽危険空家等の所有者で、対象老朽危険空家等の所有者が複数の場合、補助事業者以外の対象老朽危険空家等の所有者全員の同意書
- (8) 補助事業者が対象老朽危険空家等の所有者以外の場合、対象老朽危険空家等の所有者全員の同意書
- (9) 対象老朽危険空家等に所有者以外の権利者がいる場合、所有者以外の権利者全員の同意書
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定し、老朽危険空家等除却費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の際、必要と認めるときは現地調査をすることができる。

（事業計画の変更等）

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定により交付決定を受けた申請内容に変更が生じたときは速やかに老朽危険空家等除却費補助金交付変更申請書（様式第3号）に変更内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めた場合はこの限りではない。

2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、老朽危険空家等除却費補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知する。

（申請の取下げ）

第 10 条 規則第 8 条第 1 項の規定による申請の取下げは、老朽危険空家等除却費補助金交付申請取下げ届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請の取下げがあったときは当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

（実績報告）

第 11 条 規則第 14 条の規定により補助事業者は補助事業が完了したときは、完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の原則として 2 月末日までのいずれか早い日までに老朽危険空家等除却工事完了実績報告書（様式第 6 号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費を解体事業者等へ支払ったことが確認できる書類（領収書等）又はその書類の写し（申請者原本証明のもの）。
- (2) 二方向以上から撮影した補助事業（除却工事）実施前、完了後の写真
- (3) 廃棄物を適正に処理したことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告があったときは報告の内容を審査のうえ適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、老朽危険空家等除却費補助金確定通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 補助事業者は、前条による通知を受けたときは、老朽危険空家等除却費補助金交付請求書（様式第 8 号）により市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、老朽危険空家等除却費補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付申請をしたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

- (3) 第 10 条に定める申請の取下げがあったとき。
 - (4) 第 11 条に定める期日までに老朽危険空家等除却工事完了実績報告書（様式第 6 号）が提出されなかったとき。
 - (5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをしたときは既に交付した補助金を市長の定める期日までに返還を命ずることができ、その返還命令は老朽危険空家等除却費補助金返還命令書（様式第 10 号）により行うものとする。

（検査等）

第 15 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（書類の保存）

第 16 条 補助事業者は、当該補助金申請にかかる関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（委任）

第 17 条 この要綱の運用について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成 26 年 10 月 24 日から施行する。

附則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 老朽危険空家等の評価

評価区分	評価項目	評価内容	評点	配点
構造一般の程度	基礎	A 基礎のないもの	20	
		B 基礎が玉石であるもの	10	
構造の腐朽又は破損の程度	床	A 根太落ちが著しいもの	15	
		B 根太落ちがあるもの	10	
	柱・梁	A 柱・梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの (建築物の傾斜が1/20以上あるもの)	100	
		B 柱・梁の数箇所に腐朽又は破損があるもの (建築物の傾斜が1/60以上あるもの)	50	
		C 柱が腐朽し、又は破損しているもの	25	
	外壁	A 壁の仕上げ材料の剥離、腐朽又は破損により著しく下地の露出しているもの 壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		B 壁の仕上げ材料の剥離、腐朽又は破損により下地の露出しているもの	15	
	屋根	A 屋根が著しく変形したもの 屋根が崩落または大きな穴のあるもの	50	
		B 屋根葺き材料に著しい剥落があるもの 軒裏、垂木等が腐朽したもの	25	
		C 屋根葺き材料の一部に剥落のあるもの 軒裏、垂木等が腐朽したもの(軽微なもの)	15	
評価(配点の合計)				

- ※ 評価項目ごとに該当する評価内容をひとつ選び、その評点を各評価項目の配点とする。
- ※ 各評価項目の配点の合計を老朽危険空家等の評価とする。

（宛先）名古屋市長

郵便番号
申請者 住 所
フリガナ
氏 名 印
電 話
生年月日 年 月 日

老朽危険空家等除却費補助金交付申請書

名古屋市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1 除却する家屋の所在地 名古屋市 区
- 2 補助申請額 円

事業計画書

対象家屋概要	所在地地番	名古屋市 区 (住居表示) 番号	構造 階数	造 階建
	所有者	<input type="checkbox"/> 申請者のみ <input type="checkbox"/> 共有者あり(名)		
	所有権以外の権利	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 借家権 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> なし		
	延床面積	m ²		
	家屋の状態	※該当する状態の左欄にチェックを記入 基礎 <input type="checkbox"/> 基礎のないもの <input type="checkbox"/> 基礎が玉石であるもの 床 <input type="checkbox"/> 根太落ちが著しいもの <input type="checkbox"/> 根太落ちがあるもの 柱・梁 <input type="checkbox"/> 柱・梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの <input type="checkbox"/> 柱・梁の数箇所に腐朽又は破損があるもの <input type="checkbox"/> 柱が腐朽し、又は破損しているもの 外壁 <input type="checkbox"/> 壁の仕上げ材料の剥離、腐朽又は破損により著しく下地の露出しているもの、壁体を貫通する穴を生じているもの <input type="checkbox"/> 壁の仕上げ材料の剥離、腐朽又は破損により下地の露出しているもの 屋根 <input type="checkbox"/> 屋根が著しく変形したもの 屋根が崩落または大きな穴のあるもの <input type="checkbox"/> 屋根葺き材料に著しい剥落があるもの 軒裏、垂木等が腐朽したもの <input type="checkbox"/> 屋根葺き材料の一部に剥落のあるもの 軒裏・垂木等が腐朽したもの (軽微なもの)		
工事期間(予定)	年 月 日(着手)～ 年 月 日(完了)			
解体工事届出有無 (延床 80 m ² 以上の場合)	<input type="checkbox"/> 有 (届出予定日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無			
工事費(見積金額)	円 (消費税及び地方消費税を含む)			
工事業者	会社名		電話	
	住所			
	代表者			
	許可番号	(建設業の場合) 建設業許可 _____ <input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事 _____ 号 主任技術者 (監理技術者) 氏名 _____ (解体工事業の場合) 解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号 技術管理者 氏名 _____		

除却工事後の跡地の管理等について

除却工事後の跡地については、以下の対応等により、周辺住民の居住環境を悪化させることのないよう適切な管理に努めます。

申請者署名

印

様

名古屋市長

老朽危険空家等除却費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、名古屋市老朽危険空家等除却費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 所在地 名古屋市 区

2 交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管すること。
- (2) 申請者は、完了の日から起算して 20 日を経過した日、又は補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の原則として 2 月末日までのいずれか早い日までに完了実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出すること。

（宛先）名古屋市長

申請者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	印

老朽危険空家等除却費補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定通知のありました老朽危険空家等除却事業（工事）について、計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

（宛先）名古屋市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 印

老朽危険空家等除却費補助金交付申請取下げ届

年 月 日付け 第 号 により交付決定通知のありました
老朽危険空家等除却費補助金交付申請について、下記のとおり取下げたいので届け出ます。

記

取下げの理由

（宛先）名古屋市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名

印

老朽危険空家等除却工事完了実績報告書

年 月 日付け 第 号 により交付決定通知のありました老朽危険空家等除却工事が下記のとおり完了しましたので、下記の書類を添えて報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助事業に要した経費を解体事業者等へ支払ったことが確認できる書類（領収書等）又はその書類の写し（申請者原本証明のもの）
- (2) 二方向以上から撮影した補助事業（除却工事）実施前、完了後の写真
- (3) 廃棄物を適正に処理したことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号の
年 月 日

様

名古屋市長

老朽危険空家等除却費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号 により交付決定をした老朽危険空家等
除却費補助金については、提出された完了実績報告書を審査の結果、下記のように交付額を確定しまし
たので通知します。

記

1 所在地 名古屋市 区

2 補助金確定額 円

(宛先) 名古屋市長

住 所
申請者 フリガナ
氏 名

印

老朽危険空家等除却費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の により交付額の確定通知を受けましたので、名古屋市長老朽危険空家等除却費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求額

金 額	十 万	万	千	0 百	0 十	0 円
-----	-----	---	---	-----	-----	-----

2 振込先

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 金庫 組合 支店
	預金種目	普通・当座 (該当を○で囲む。)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

様式第 9 号(第14条関係)

第 号の
年 月 日

様

名古屋市長

老朽危険空家等除却費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号の により通知した老朽危険空家
等除却費補助金の交付決定を取消したので通知します。

補助金の交付決定額	円
取り消した額	円
取消しの理由	

様式第10号(第14条関係)

第 号の
年 月 日

様

名古屋市長

老朽危険空家等除却費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号の により交付した老朽危険空家等除却費補助金について、次のとおり返還を命じます。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 日	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	